

もとぶ議会だより



ハイサイ

第125号

令和3年3月1日
発行

コロナに負けるな！



山里のカルスト地域の山 イルミネーション点灯 「コロナにまけるな」の文字もライトアップ

主な誌面紹介

令和2年12月定例会

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ●臨時会及び定例会審議案件一覧……………2-3 | ●一般質問(6名)……………6-11 |
| ●一般質問一覧……………3 | ●編集後記……………12 |
| ●条例可決……………4-5 | |

令和
2年**第10回本部町議会10月臨時会審議案件一覧**

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
報告第19号	専決処分の報告について(満名川線道路改良工事<その1>)	令和2年10月19日	報 告
報告第20号	専決処分の報告について(第二浜川橋橋梁整備工事<A1橋台>)	令和2年10月19日	報 告
報告第21号	専決処分の報告について(瀬底島一周線道路改良工事<その5>)	令和2年10月19日	報 告
議案第80号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年10月19日	原案可決
議案第81号	議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について (健堅本部落線道路改良工事<R2-1>)	令和2年10月19日	原案可決
議案第82号	議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について (伊野波橋橋梁整備工事<上部工>)	令和2年10月19日	原案可決

令和
2年**第11回本部町議会11月臨時会審議案件一覧**

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第83号	議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について (健堅本部落線道路改良工事<R2-2>)	令和2年11月27日	原案可決
議案第84号	製造の請負契約の締結について (本部町GIGAスクール校内情報通信ネットワーク環境整備業務)	令和2年11月27日	原案可決
議案第85号	令和2年度本部町一般会計補正予算について	令和2年11月27日	原案可決

令和
2年**第12回本部町議会12月定例会審議案件一覧**

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第86号	専決処分の承認を求めることについて (本部半島多機能観光支援施設整備新築工事<建築1工区>)	令和2年12月15日	承 認
議案第87号	専決処分の承認を求めることについて (本部半島多機能観光支援施設整備新築工事<建築2工区>)	令和2年12月15日	承 認
議案第88号	専決処分の承認を求めることについて (本部半島多機能観光支援施設整備新築工事<電気>)	令和2年12月15日	承 認
議案第89号	専決処分の承認を求めることについて (本部半島多機能観光支援施設整備新築工事<機械>)	令和2年12月15日	承 認
議案第90号	土地改良事業計画の概要について	令和2年12月17日	原案可決
議案第91号	本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年12月17日	原案可決
議案第92号	本部町長選挙及び本部町議会議員選挙における選挙運動に係る費用の公費負担に関する条例の制定について	令和2年12月17日	原案可決
議案第93号	本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について	令和2年12月17日	原案可決
議案第94号	もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について	令和2年12月17日	原案可決
議案第95号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	令和2年12月17日	原案可決
議案第96号	動産の買入れ契約の締結について(備蓄資材購入業務)	令和2年12月17日	原案可決
議案第97号	動産の買入れ契約の締結について(本部町GIGAスクール情報機器整備備品購入)	令和2年12月17日	原案可決

令和2年

第12回本部町議会12月定例会審議案件一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第98号	工事請負契約の締結について(第二浜川橋橋梁整備工事〈上部工〉)	令和2年12月17日	原案可決
議案第99号	工事請負契約の締結について(満名川線道路改良工事〈その3〉)	令和2年12月17日	原案可決
議案第100号	令和2年度本部町一般会計補正予算について	令和2年12月17日	原案可決
議案第101号	令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について	令和2年12月17日	原案可決
議案第102号	令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算について	令和2年12月17日	原案可決
議案第103号	令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について	令和2年12月17日	原案可決
議案第104号	令和2年度本部町水道事業会計補正予算について	令和2年12月17日	原案可決
議案第105号	動産の買入れ契約の締結について(本部半島多機能観光支援施設整備備品購入)	令和2年12月17日	原案可決

令和2年

12月定例会一般質問

	質問者	質問事項
1	喜納政樹	1. 難視聴地域について 2. 指定管理者制度について
2	宮城達彦	1. 上水道について 2. 産業廃棄物投棄について
3	具志堅勉	1. こども医療費を現物給付にすることは可能か
4	仲宗根須磨子	1. 漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の問題について
5	松川秀清	1. 津波に備えた避難路について 2. 住民によるボランティアの活用について
6	具志堅正英	1. 本部町葬斎場の管理と運営状況について 2. 本部町今帰仁村清掃施設組合の管理体制と運営状況について

※議会だよりに掲載されている一般質問の内容は、各議員が会議録に基づいて要約したものを掲載しております。

第12回本部町議会定例会において原案可決!!

本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

条例の内容

（設置）

第 1 条 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の育成及び指導をすることにより、児童の健全育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、本部町放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

（施設の名称等）

第 2 条 児童クラブ施設の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。

名称	位置	定員
もとぶ放課後児童クラブ	本部町字東602番地6	40人

（事業）

第 3 条 児童クラブは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。
- (3) 児童の発達段階に応じた学びへの意欲及び態度の形成に関すること。
- (4) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (5) 児童の遊びの活動状況の把握及び家族への連絡に関すること。
- (6) その他児童の健全育成上必要な事業に関すること。

（指定管理者による管理）

第 4 条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定および本部町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年条例第1号。以下、「手続きに関する条例」という。）本部町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する規則に基づき、法人、その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に児童クラブの施設の管理を行わせるものとする。

（対象児童）

第 5 条 児童クラブに入所することができる児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本部町内に住所を有している児童
- (2) 町立小学校に就学している児童
- (3) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

2 前項の規定にかかわらず、町立小学校に就学している児童であって町長が認めたものは、入所することができるものとする。

（休所日）

第 6 条 児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、これらの日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 慰霊の日

（開所時間）

第 7 条 児童クラブの開所時間は、放課後から午後6時30分までとする。ただし、学校の休業日（その日が前条の休所日に当たる日を除く。）にあつては、午前7時30分から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

（入所の承認）

第 8 条 児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

- (1) 当該児童が心身に著しい障害を有し、集団における指導に耐えることができないとき。
- (2) 当該児童が疾病その他の理由により、入所に適さないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その入所が管理運営上支障があるとき。

3 指定管理者は、第2条の表の右欄に定める定員を超えて児童を入所させてはならない。

(入所の取消)

第9条 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、入所の承認を取り消すことができる。

(1) 児童が、第5条に規定する資格を欠くにいたったとき。

(2) 保護者が虚偽の申請をしたとき。

(3) その他、指導上特に支障があると認めたとき。

(保育料など)

第10条 児童クラブに入所した児童(以下「入所児童」という。)の保護者は、指定管理者に児童クラブの利用に係る料金(以下「保育料」という。)を納付しなければならない。この場合において、保育料は、指定管理者の収入とする。

2 保育料は、入所児童1人につき月額8,000円の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前2項に掲げる保育料のほか、おやつ代、昼食代、教材費、保険料等児童の健全育成を図るために必要な費用を保護者から徴収することができる。この場合において、指定管理者は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該必要な費用の額を定めなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) 第8条に規定する入所の承認に関する業務

(3) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他町長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において手続き等に関する条例第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 児童クラブの管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 保育料等の収入の実績

(3) 児童クラブの管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による児童クラブの管理の実態を把握するために必要な事項

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又は児童クラブの業務に従事している者(以下この条例において「従事者」という。)は、本部町個人情報保護条例(平成16年条例第14号)第4条の規定により、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、児童クラブの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(町長による管理)

第14条 第4条の規定にかかわらず、町長は指定管理者が児童クラブの管理に係る業務を行うことができないと認めるときは、当該業務を行うことができる。

2 前項の規定により町長が児童クラブの管理に係る業務を行う場合におけるこの条例の適用については、第6条から第10条第1項までの規定中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第10条第2項中「指定管理者があらかじめ町長の承認を得て」とあるのは「町長が」と、第10条第3項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及び入所の承認に関する手続きその他、この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

伊野波・伊豆味の難視聴世帯の負担軽減を!



一般質問

喜納 政樹 議員

喜納議員 ①町内における共同アンテナ接続世帯数は何世帯か伺います。その中で行政管理世帯と組合管理世帯の世帯数を伺うとともに行政管理世帯と組合管理世帯の管理運営方法の違いを伺います。

町長 本町における共同アンテナ接続世帯数は、令和二年十一月三十日時点で三百七十七世帯となっております。そのうち、行政が管理している共同アンテナ接続世帯数は二百四十世帯となっております。そして、テレビ共同受信施設組合及びNHKが管理している共同アンテナ接続世帯数は七十七世帯となっております。続きまして、それぞれの管理運営方法の違いについてお答えします。まずは行政管理について、共同アンテナと共同アンテナから各世帯に接続する受信設備を町の方で維持管理しており、家屋内の受信設備については各世帯の中で維持管理をしている状況にあります。次に組合及びNHK管理については、共同アンテナを組合とNHKの両方で管理しております。共同アンテナから各世帯に接続する設備をNHKで維持管理しております。家屋内での受信設備については組合での維持管理となっております。なお、共同アンテナ設備に係る電気料については行政管理と組合及びNHK管理の両者とも町の方で負担しております。

喜納議員 ②当局として難視聴世帯への助成や補助、管理等の今後の考えを伺います。

町長 現在、伊野波テレビ共同受信施設組合と伊豆味テレビ共同受信施設組合が共同アンテナを管理運用しております。町としては、行政管理世帯と費用負担に差が生じないように組合及びNHKなどとも協議をしながら必要な範囲において助成を行いながら管理方法についても、これから引き続きしっかりと検討しております。

喜納議員 費用負担も町として考えているという事なので、最後に町長、本町の中でテレビを見るために積立てをしないといけないところがある。そういった不公平感を無くすようにして頂きたい。先ほどの答弁もありました通り、伊野波区二十五世帯、伊豆味区五十三世帯の支援を検討すべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

町長 伊野波区、伊豆味区からも要請が役場の方に来ております。

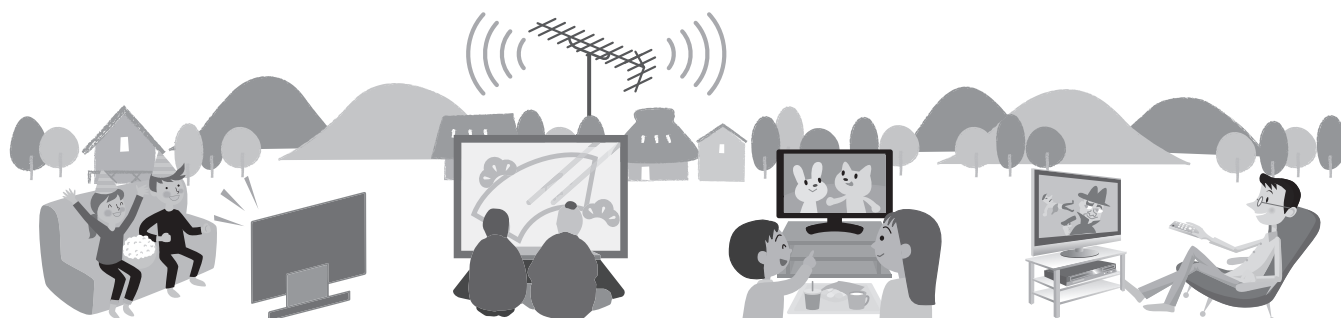
細かい金額をこの場で提示するわけにはいきませんが、可能な限り、不公平感が生じないように、そしてどの地域に住んでもしっかりとした公的な部分からのサービスが受けられるような形を構築していきたいと考えております。

いづれにせよ、細かい点については、これから具体的に地域の方と話しをしながら進めさせて頂ければと、このように思います。

難視聴地域(なんしちょうちいき)とは

人口の希薄な離島や、山間部で付近に送信所がない(または送信所の設置が不可能な場合)、もしくはその地域の地理的状況の影響により、地上波放送が見られない条件にあることを指す。

(ウィキペディア フリー百科辞典より)



※その他に、指定管理者制度についてを質問しました。

1. 上水道について

2. 産業廃棄物投棄について



一般質問

宮城 達彦 議員

及び建築中の建物などを含んだ開発事業の計画給水量は、日量七立方メートルを上限とすることとなっております。

宮城議員 ヒルトンホテル(二棟)がオープンし瀬底に建築中の宿泊施設、別荘等及び今後

宮城議員 瀬底にホテルがオープンし瀬底内で水の需要が多くなっていると思うが、ホテルがオープンした前後の水の使用量を伺います。

町長 五月と稼働後の七月とを、月給水量で比較いたしましたところ、令和二年五月が一万四百七十四立方メートルであり

ました。七月には一万七千四百三十四立方メートルとなっており六千九百六十立方メートル増えております。

宮城議員 現在建築中のホテルがオープンすると、どの位の水量が必要か伺います。

町長 同ホテルとの事前協議において、現在オープンしている建物

予定の諸施設に対する水の供給は、区民の生活用水に支障をきたさないで供給できる水量の確保を出来るのか伺います。

町長 瀬底地内にある配水池の容量に余裕がありますので、現状では支障をきたさないような供給であると考えております。

宮城議員 今後瀬底一周道路が開通すると、その周辺に諸施設の建設が予想されるが瀬底一周道路に上水道を布設する計画はあるか、又それはいつ頃になるか伺います。

町長 現在、整備を進めております町道瀬底島一周道路改良工事と

並行して水道管の布設を行っております。今後同様に進めていきたいと考えております。

宮城議員 九月頃に集落内の水圧が低下したと区民から疑問の声がありました。その原因は何が原因か伺います。

町長 九月頃に琉球大学研究センター付近で漏水があったためだとこのように考えております。現在は修繕が終わっているため、水圧が戻っている状況にあります。

宮城議員 瀬底の琉球大学研究所の近くに多数の産業廃棄物が投棄されています。瀬底の区長は、担当者に報告し調査して区民に説明できるように再三報告を求めました。そこで二点伺います。まず一つ目に、調査をしたのであれば順を追っての説明を求めます。

町長 調査はしているのかということですが、調査

は逐次実施してきております。十月十九日に瀬底区長から琉球大学の研究所付近に産業廃棄物と思われるものがあるとの相談がありました。当日、区長と担当職員とで一緒になって現場を確認したところ、瓦礫や鉄くず、配線等があり、所有地外に放置されているものを速やかに移動するように指導しております。北部保健所の職員と現場を確認し、産業廃棄物と思われるものについては、建築廃材等の有価物と一部の廃棄物が混合しているも

のではないかとの判断に至りました。北部保健所と合同で現場にて聞き取り調査を行い、所有者に対し文章で速やかに他人の土地に放置しているものを撤去するように指導したところでございます。

宮城議員 令和三年の一月十六日祭までに、撤去させてお墓参りが出来る状態に復元できるのか伺います。

町長 今後とも北部保健所とも連携を密にしなが、十六日祭までには撤去するよう引き続き強力に指導していきたいと考えております。



写真提供…宮城達彦議員

こども医療費を現物給付に することは可能か



一般質問

具志堅 勉 議員

具志堅議員 こども医療費を現物給付にすることは可能か。沖縄県と市町村で、子供の医療費を公費で負担することも医療費助成事業に関し、二〇二二年四月から通院時にかかる費用を基本的に全ての市町村に対し、半額補助の対象を中学卒業までに拡大する県の方針が出ています。新たに中学校卒業まで助成を拡大させる十四市町村のうち、那覇と久米島の二市町が窓口負担のいらない現物給付をすることを聞いています。現物給付とするか、病院窓口で自己負担を一旦支払った後に全額が戻る自動償還払いとするかは各市町村の判断になります。自動償還払いを予定、または検討しているのは五市町、沖縄市、宜野湾市、

南城市、石垣市、西原町、未定や今後検討は七市町村、浦添市、豊見城市、糸満市、宮古島市、本部町、八重瀬町、読谷村となつていきます。その七市町村の中に本部町が含まれていきます。そこで、本部町としてはどのような考え方なのか、お伺いします。

町長 本町のこども医療助成につきましましては、未就学時につきましては、通院・入院共に窓口負担のいらない現物給付を実施しております。小学生から中学生につきましては、入院のみを一旦医療機関窓口で自己負担分を支払った後に全額が戻る。いわゆる自動償還での助成を行っております。助成の負担割合は県が二分の一、町が二分の一で目下対応しているところでございます。今回、二〇二二年四月からの通院時にかかる費用の助成対象を中学校卒業まで拡大する県の方針を受けまして、本町といたして

も年齢拡大をする方針でございます。年齢拡大をするに当たり、多額の財政負担が増加するものと考えております。また、現物給付をするにより、国からの国保財政に対するペナルティーが課せられることなどからも財政負担の増大が、それにもかさむものだと考えております。このようなことから、現物給付にするのか自動償還払いにするのかについては、財政状況も勘案しながら慎重に検討してまいりたいとこのように考えております。

具志堅議員 ペナルティーの金額について説明を求めます。

健康づくり推進課長 まず小学生の入院に関する我々の試算でございますが、小学校の入院二十四万六千円、小学校の通院にかかる部分が八十二万一千円、小学校の小計になります。百六万七千円、中学生入院の部分十三万九千円、中学生の通院にかかる

部分が三十一万三千円、中学生の小計が四十五万二千円、トータルとしまして百五十一万九千円のペナルティーが課せられると我々は試算しております。

具志堅議員 今現在、県内四十一市町村中、現物給付を行っているところが十七市町村あります。四十%の市町村が実施しているという事です。国頭地区十二市町村の中で通院に関して、全て自己負担になっている小中学生は本部町のみでございます。それに関してどのような考えかお伺いします。

福祉課長 現在、北部十二市町村の中で、通院にかかる医療費が自己負担になっているのは本部町のみというのは事実でございます。今、自動償還にしても、県の補助がないものですから、その小中学生の通院を自治体で見た場合、負担については全額自治体の負担となることでそのような形

を取っております。ちなみに現在、通院にかかる費用、小学校、中学校合わせて千二百万円から千五百万円ぐらいいかるだろうと見込んでいるところがございます。再来年の四月以降、県の方針によって二分の一が補助になりますので、それ以降についてはその半額、本部町の負担は六百万円から七百五十万円の負担になる予定となっております。

具志堅議員 最後に町長の見解をお伺いします。一年前倒して、二〇二一年度より現物給付か自動償還払いが可能か説明を求めます。

町長 財政を預かる責任者として、しっかりと見極めながら前向きに対応していきたいところのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の問題について



一般質問

仲宗根 須磨子 議員

仲宗根議員 一般質問に入る前に一言申し上げます。私は一年生議員として至らないところが多々あり、亡き石川議長には厳しいお叱りを受けたり、また温かい指導をたくさんいただきました。石川議長のご冥福を心からお祈りいたします。それでは一般質問に移ります。ボランティア団体等によって回収された漂着ゴミや不法投棄物等の運搬方法や処理までの流れはどのようなになっているか。この質問に至った経緯を説明します。具志堅区の海岸で朝日を浴びながらヨガをやるために集まった方々が、海岸線が漂着ゴミ等であまりにも汚いので、「まず自分達できれいにしてから」とゴミを集めた。ゴミを集めた

後、役場のほうに袋をもらいに行ったら具志堅区の区長の印鑑をもらい、さらに役場へ申請。最初に具志堅区で印鑑をもらう必要があると分かっていけば、こういう煩雑な事はない。広報とかを利用して周知を徹底してほしい。それから、このボランティア団体によって回収されたゴミはものの十五分で十袋もたまってしまった。説明では区事務所のゴミと合わせて四袋を上限としているという事でしたが、四袋だけでは貰えないのか。

健康づくり推進課長 区長の承諾印をもらうという事の周知が足りなかったことはお詫び申し上げます。去る十二月三日の区長会でもボランティアのごみ袋の申請方法について説明しております。今後も広報誌、ホームページ等を利用して十分周知していきたいと考えております。また、四袋以上でも必要なのは申請できるので役場と区長とも相談をしながら対応させていただきたいと思っております。

仲宗根議員 隣の今帰仁村ではボランティア団体が集めたゴミを村役場に連絡すると回収してくれるとの事。本部町ではそういうふうにできないのか。

健康づくり推進課長 今帰仁村に確認してみると、これまでは海岸まで回収に行っていたとのこと。しかし海岸に一時的にゴミを集めて置いておくと、一般の方が、そこをゴミ捨て場と思ってゴミを捨ててしまう事があるとの事です。今帰仁村につきましても協力できる方については、公民館に運ぶ事をお願いしているとお聞きします。私達としても直接環境美化センターへ持って行けない方については公民館まで運ぶという事をお願いしたいと考えています。

仲宗根議員 一般ゴミとして持って行けないものを具志堅区の海岸では、ボランティアが海岸線の防波堤と茂みの間になるべく見えないうように集めて置いてある。塩川港の構内では、事務用イス等の不法投棄物を抗議行動に参加している市民の方々が一カ所に集めてくれている。こういう状態を放置しておくとしたら、景観も損ねるし、ボランティア精神も萎えてしまう。町としてどうにか対策はできないのか。

健康づくり推進課長 今回コロナの補助事業を使って崎本部と瀬底のビーチを清掃しております。本町は海岸が長くて、それらをすべて町でするというのは非常に厳しい状況があり、海岸の管理は県の管轄になっているので不法投棄の現状を十分把握し、調査をして、県などに要請していきたいと思っております。

仲宗根議員 今帰仁村ではボランティアが集めた不法投棄物についても、そのまま置いておくと、どんな他のものが投棄される可能性があるという事で村が一時的に別の場所に保管している。本部町としても、そういう事をやれないか。

健康づくり推進課長 保管するには場所も必要になります。まずは実態を把握する事からやっていきたいと思っております。

仲宗根議員 この沖縄県は不発弾という特殊事情がある。子供会等がボランティアでビーチ清掃をする時、危険なものを見たら、触らないですぐに役場に通報し命を守ることを優先して、ボランティアもしようという事を徹底周知する必要があります。これも役場の大事な仕事だと思う。観光立町と銘打っているこの本部町の美観を守ることに、そして危険から身を守ることを念頭に置いて町当局も頑張ってください。そして県や国への要請をやっていく事を強く望みます。

1. 津波に備えた避難路について

2. 住民によるボランティアの活用について



一般質問

松川 秀清 議員

松川議員 津波に備えた避難路について。一、避難路の整備は必要か伺います。二、避難路が必要と思われる地域はどこか伺います。三、避難訓練で活用されている避難路は何か所あるか、その地域はどこか伺います。

町長 避難路の整備は必要かとのことですが、本町は傾斜地に接し、海拔十メートル未満と低い地域に、多くの方が住居を構え、また多くの事業所・施設があることから今後も、避難路の整備が必要と考えております。

次に、避難路が必要と思われる地域はどこかとのことですが、特に大浜、谷茶、渡久地、東地区等低地部は、避難路の整備が必要と考えております。次に、避難訓練で活用されて

いる避難路は何か所あるか、その地域はどこかとのことですが、毎年十一月五日に地震・津波避難訓練を町全域で実施しているところであります。特に、海抜が低い地域の学校、保育所及び介護施設等約二十カ所を中心に避難訓練を実施しております。町内の避難路は八十八カ所指定しており、各施設等において、迅速かつ安全に避難できる避難路で訓練を実施している状況であります。その中で、車が通行できない避難路が、大浜地域で三カ所、渡久地地域で一カ所でございます。

松川議員 避難路についてですけども、整備をする必要が有るというところであります。渡久地地区の中で一件、きれいに整備されていて、非常に利用のしやすいものができています。大変ありがたいです。まだ必要な箇所が、大浜、谷茶、渡久地、東地区あたりにあります。低地帯と

言う、浜元、並里も低地帯です。浜元地区は海が目の前にあり部落の中を川も流れています。野原へ抜ける道の整備が急がれます。本部中学校裏のワリ川から上へ行く道ですね。ここは、野原、屋比久原の皆さんの通学路でした。現在も野原の一部の子供たちが通学に使っています。道を整備して避難路、通路として活用してもらいたい。

教育委員会事務局長 中学校裏手野原への道は急勾配で保育園の子どもたちが一緒に、厳しいと思われるので、県道を山里へ向かって上がるようにしています。

松川議員 今の状態では活用できません。小さい子どもがあがるのは非常に難しいと思いますけれども、そこを安心して通れる道にしっかりと改修してもらいたい。

教育長 今、小学校、中学校でやっている避難訓練は、沖縄近海で

地震が起こって、そして十メートル、これは最大十メートルという想定でやっているんです。そしてそれが到達するまで三十分となっている。避難訓練では小中学生は、二十分ぐらいで山里まで、到達していました。

総務課長 今後の整備についてのご質問でございます。先ほど町長からありましたように低地の部分をまず優先的に進めていきたいと。その中に先程ありました浜元も入っております。一括交付金を活用しまして渡久地が終了しました。今後一括交付金が続くのであればその事業を活用していきたいと思っております。優先順位をつけまして避難路の整備に取り組む予定でございます。

松川議員 住民ボランティアの活用について。一、各字で行われているボランティア活動が、どのようなものがあると思われるか伺います。二、各字で行

われているボランティア活動をよりスムーズに行うための方策について伺います。

町長 各字では消防団や婦人会、老人会、青年団、子供会を中心として地区の清掃、草刈作業などの美化活動が行われていると承知しています。又、毎年六月の町内一斉清掃と十二月のクリーンキャンペーンには、多くの町民の皆様が参加され、地域の美化に取り組まれております。各字で行われているボランティア活動が、よりスムーズに行われるための方策につきましては、現在、地域団体による美化活動に対して、ごみ袋の配布や草刈機の燃料費、重機の使用料などを支援しております。これらの支援については改めて区長会等で周知を行い、各字が美化活動等に取り組みやすい環境づくりを進めてまいります。

本部町今帰仁村清掃施設組合の 管理体制と運営状況について



一般質問

具志堅 正英 議員

具志堅 議員 この清

掃施設組合に本部町から年間約二億五千万円、今帰仁村から一億九千万円、両方で四億円余り入っておりますが、今回の清掃施設組合のマスコミ報道によって組合の管理と運営について伺います。

総務課長 新聞報道でありますとおり、清掃組合で逮捕者が出ています。現在、拘留されております。起訴・不起訴が決定されていません。なので、現在の施設管理組合の業務は通常どおり委託を受けた業者が清掃組合の十二名の職員と共に業務を行っています。

具志堅 議員 清掃施設組合ですが、一般廃棄物処理事業を組合が

やっておりますが、その処理事業の委託業者の一つの企業と清掃組合の職員の事件だと思えますが、こういう状況になる前にどうにか防ぐような体制がなかったのか伺います。

町長 基本的に公務員としては自覚をしながら個々の職員は仕事をしています。当然、基本的な常識とか法令を踏み外すことに対しては、管理する部分としてもそれはおのずと限界があるだろうと考えております。一部始終直属の上司が仕事の内容を後ろから追つかけるわけにはいかない現実には。しかも当組合については非常勤としての形で管理者、副管理者がいるような状況の中のことです。一部不行き届きはあったかもしれませんが、これも未然に防ぐことはなかなか難しい状況にあったと考えております。

具志堅 議員 確かに町

長がおっしゃるような四六時中管理しているわけではございませんので、そういう細かいことをいつているのではなくて、制度としてもう少し何とかできなかったのかと思えます。今後、同じような事態がおこらないようにすべきだと思えますが、この間の説明会では、これから対策委員会を立ち上げるということでしたが、その対策委員会の中で清掃組合の体制をどういうふうにしていくのか、まだこれから話合うんだろうと思いますが、もし可能でしたら、事務組合の総務を、消防組合も一部事務組合、清掃組合も一部事務組合です。その両方を取り仕切る機関を置いたらどうかと思いますが、いかがですか。

町長 選択肢の一つだと思いますが、両組合について業務の性格も違いますし、それを今統合した管理下といったようなことなんですよ。けれども、その前にやるべきというものが必要だと思っております。確かにそういう話もありますけれども今現在はそのままでは視野に置いておりません。その前にやるべきことをしっかりと対応していきたいと考えております。

具志堅 議員 確かに今

は大変いろんな対応で役場もそういう状況じゃないとは思いますが、けれども、そういう第三者的な機関、直接経営というか、その管理に係らないとしても、そういう一部事務組合が透明性を持った事業をしていただくために、そういう第三者機関みたいなものが必要ではないかと思えます。ですから、今の状況が落ち着いたら、そういうところもぜひ検討していただきたいと思います。町長いかがですか。

町長 今おっしゃるこ

とも意見の一つだと承ります。基本的には清掃組合議会がありますので、清掃組合議会の中でいろいろと、いろんな部分の中から議論もあるだろうというようにも考えております。今の具志堅議員がおっしゃる意見も取り入れながら、またその他からもいろんなご意見があるでしょうから、それを現実の中で総合化して、推進していくというようなことになるだろうと思っております。

具志堅 議員 確かに町

長のおっしゃる通り、議会の中にも清掃組合議会議員がいますのでそういう議員と両町村の当局と協議しながら、その辺の対策をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議会傍聴へ行こう!!

本部町議会は3月、6月、9月、12月と年4回の定例議会が開催されます。
町民多くの方がご来場いただき、傍聴くださいますようお願いいたします。



本部町議会議場

※議会の傍聴希望について、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、体温の測定により37.5度以上の発熱がない事、咳、鼻水、強いだるさや息苦しさがない事を確認のうえで、手指の消毒、マスクを着用し傍聴する様、お願いします。

また、今後の感染症流行の動向を注視しながら、慎重に判断し、議会傍聴を制限する場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ひとりひとりの心がけが大切な人の命を守ります

お問い合わせは議会事務局まで 電話 0980-47-2651

編集後記

今年は、桜も満開に咲きほこり、八重岳には多くの花見客が訪れました。

コロナ禍の中で自粛を余儀なくされた、町民、又は町外の方々にとつては、新鮮な山の空気を胸いっぱい吸い込み、心も体も癒されたのではないでしようか。

智慧をしぼり、感染防止のため、ドライブスルーを基本とした今年の桜まつりの開催は大成しました。

桜の保存には、多くの方々の温かい愛情が込められています。それに見事にこたえてくれた桜に感謝です。

私達も桜に負けないように、十分なコロナ対策をしながら勇気をもって前進しましょう。

議会広報委員長

崎浜 秀昭

もとぶ議会だより

ハイサイ 第125号

発行 本部町議会

編集 本部町議会広報

調査特別委員会